

答え合わせ・解説

問1	答え 1 再開発	古い工場や使われなくなった土地を、新しい住宅や公園などに作り変えることを再開発といいます。これにより、限られた土地を効率よく使い、多くの人が住めるようになります。
問2	答え 1 人口50万人以上を条件とし、都道府県が行う業務の一部を独自に行うことができる。	政令指定都市として指定されるためには、人口が50万人以上であるという規模の要件を満たす必要があります。指定を受けた都市は、本来であれば都道府県が担当する事務（児童福祉、生活保護、都市計画、教職員の任免など）の多くを自ら処理できるようになり、一般の市よりも大きな自治権を持つこととなります。
問3	答え 1 二元代表制	日本の地方自治では、住民（有権者）が首長（知事や市町村長）と地方議会の議員の両方を直接選挙で選びます。これを二元代表制と呼び、首長と議会がそれぞれ住民を代表する立場から、互いに抑制と均衡を図りながら地方行政を進める仕組みとなっています。これに対し、国政では国民が国会議員のみを選び、議会の信託に基づいて内閣が構成される「議院内閣制」がとられている点が大きな違いです。
問4	答え 1 有権者の3分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に請求する。	首長の解職請求（リコール）や議会の解散請求を行うには、原則として有権者の3分の1以上の署名を集め、選挙管理委員会に対して請求を行う必要があります。その後、住民投票が実施され、有効投票の過半数の賛成があれば、その職を解かれることとなります。一方、条例の制定・改廃請求（イニシアティブ）などは有権者の50分の1以上の署名で首長に対して行います。
問5	答え 1 地方交付税交付金	地方公共団体は、地域によって税収（地方税）の額に大きな差があります。この格差を埋めるために、国が所得税や消費税などの一部を「地方交付税交付金」として配分します。これにより、財政力が弱い自治体でも警察、消防、教育といった標準的な公共サービスを維持することが可能になります。使い道が制限されない「一般財源」である点が、特定の事業のために支出される国庫支出金との大きな違いです。
問6	答え 1 有権者の50分の1以上の署名で首長に請求し、首長は意見を付して議会に提出しなければならない。	地方自治は「民主主義の学校」と呼ばれ、間接民主制を補うために住民が直接意思表示できる直接請求権が認められています。条例の制定改廃請求において、署名の提出先は「地方公共団体の長（首長）」です。首長は請求を拒否することはできず、必ず議会にかけて審議させなければなりません。議会の解散請求や議員・首長の解職請求（リコール）のように、選挙管理委員会に請求して住民投票を行う仕組みとは異なる点に注意が必要です。
問7	答え 1 福祉や環境保護、国際協力などの分野で活動し、得た利益を構成員で分配せずに次の活動資金に充てる。	NPO法が定める「非営利」とは、利益を上げてはいけないという意味ではなく、事業で得た収益をメンバーに配当（分配）せず、すべて社会貢献活動の目的のために使用することを指します。これにより、市民が主体となって地域のニーズに柔軟に応えることが可能になります。他の選択肢は、消費者保護、ジェンダー平等、環境循環に関する別の法律の説明です。
問8	答え 1 地方公共団体の長に対し、有権者の50分の1以上の署名をもって請求する	条例の制定や改廃の請求は、住民が地域のルール作りに直接関与するための制度です。有権者の50分の1以上の署名を集め、知事や市町村長といった地方公共団体の長に対して請求を行います。請求を受けた長は、必ず議会を招集して条例案を審議させ、その結果を公表しなければなりません。これに対し、選挙管理委員会へ3分の1以上の署名をもって請求を行うのは、議会の解散や首長・議員の解職（リコール）を求める際の手続きです。